

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年 5月31日
【会社名】	価値開発株式会社
【英訳名】	KACHIKAIHATSU CO.LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿部 裕二
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町二丁目2番1号
【電話番号】	03(6254)5581(代)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画本部長 本谷 吉生
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田紺屋町15番地
【電話番号】	03(5297)8523(代)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画本部長 本谷 吉生
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 280,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年5月21日に関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「第一部 証券情報」の一部に誤りがあるのをこれを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 1 割当予定先の状況
- 2 株券等の譲渡制限
- 3 発行条件に関する事項
(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方
- 4 大規模な第三者割当に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

（訂正前）

償還の方法	<p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>前略</p> <p>(4) 本新株予約権付社債の発行後、いずれかの20連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の毎日の終値が16円（ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に基づき転換価額が調整された場合には、当該金額も同様に調整される）を下回った場合には、本新株予約権付社債の社債権者は、その選択により、当社に対して事前通知を当該5連続取引日の最終日の翌取引日から5取引日後の日まで（当日を含む。）の間に、償還日まで50取引日以上を定めて行い、かつ当社の定める請求書を本「償還の方法」欄第3項記載の償還金支払場所（以下「償還資金支払場所」という。）に提出することにより、いつでも、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。</p> <p>後略</p>
-------	--

（訂正後）

償還の方法	<p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>前略</p> <p>(4) 本新株予約権付社債の発行後、いずれかの20連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の毎日の終値が16円（ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に基づき転換価額が調整された場合には、当該金額も同様に調整される）を下回った場合には、本新株予約権付社債の社債権者は、その選択により、当社に対して事前通知を当該20連続取引日の最終日の翌取引日から5取引日後の日まで（当日を含む。）の間に、償還日まで50取引日以上を定めて行い、かつ当社の定める請求書を本「償還の方法」欄第3項記載の償還金支払場所（以下「償還資金支払場所」という。）に提出することにより、いつでも、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。</p> <p>後略</p>
-------	---

（訂正前）

申込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 日本橋中央支店
--------	-----------------------

（訂正後）

申込取扱場所	価値開発株式会社 経営企画本部
--------	-----------------

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

（訂正前）

c．割当予定先の選定理由

（本項目の記載は、本新株予約権と同時に募集する新株予約権付社債の発行を前提に致しております。）

後略

（訂正後）

c．割当予定先の選定理由

（本項目の記載は、本新株予約権付社債と同時に募集する新株予約権の発行を前提に致しております。）

後略

（訂正前）

e．株券等の保有方針

（本項目の記載は、本新株予約権と同時に募集する新株予約権付社債の発行を前提に致しております。）

後略

（訂正後）

e．株券等の保有方針

（本項目の記載は、本新株予約権付社債と同時に募集する新株予約権の発行を前提に致しております。）

後略

（訂正前）

f．払込みに要する資金等の状況

（本項目の記載は、本新株予約権と同時に募集する新株予約権付社債の発行を前提に致しております。）

後略

（訂正後）

f．払込みに要する資金等の状況

（本項目の記載は、本新株予約権付社債と同時に募集する新株予約権の発行を前提に致しております。）

後略

2【株券等の譲渡制限】

（訂正前）

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

（訂正後）

該当事項なし

3【発行条件に関する事項】

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

(訂正前)

(本項目の記載は、本新株予約権と同時に募集する新株予約権付社債の発行を前提に致しております。)

後略

(訂正後)

(本項目の記載は、本新株予約権付社債と同時に募集する新株予約権の発行を前提に致しております。)

後略

4【大規模な第三者割当に関する事項】

(訂正前)

本新株予約権の発行は、希薄化率が25%未満であること、及び支配株主の異動を伴うものでないことから、大規模な第三者割当に関する事項について該当する事項はありません。

(訂正後)

本新株予約権付社債と同時に募集する新株予約権の発行を含めても、希薄化率が25%未満であること、及び支配株主の異動を伴うものでないことから、大規模な第三者割当に関する事項について該当する事項はありません。